平成２４年（再イ）第１号
島根県益田市大谷町476番地
再生債務者　石田　弘美
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月21日まで
平成24年８月21日　松江地方裁判所益田支部

平成２４年（再イ）第３９号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目16番35―203号
再生債務者　前田　章子
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月11日まで
平成24年８月21日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第４６号
北九州市小倉北区馬借１丁目１番17―1706号
再生債務者　早名　毅輝
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月11日まで
平成24年８月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第１１号
山口市三和町12番19号
再生債務者　大田　芳和
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月18日まで
平成24年８月21日　山口地方裁判所

平成２３年（再イ）第２２号
愛媛県松山市宮西３丁目４番40号
再生債務者　本宮　洋一
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月18日まで
平成24年８月21日　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１５号
高知市南はりまや町２丁目４番24号
再生債務者　吉川　宏
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月18日まで
平成24年８月21日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第１２１号
埼玉県比企郡川島町大字中山1424番地１
再生債務者　三本　勝也
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月20日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１００７３号
東京都豊島区西巣鴨２―39―10―301
再生債務者　萱間　泰則
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月28日から平成24年10月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
新潟県三条市塚野目４丁目８番25号　メイン・レジデンス201
再生債務者　坂上　稔
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月28日から平成24年10月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００３６号
東京都江戸川区春江町５―24―７―A101
再生債務者　姫野　要
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月３日まで
平成24年８月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１２号
横浜市青葉区荏田町341番地１　ミオカステーロあざみ野108
再生債務者　蓬田　政志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月４日まで
平成24年８月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第２号
福井県鯖江市磯部町第25号38番地１
再生債務者　山田　英邦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月18日まで
平成24年８月21日　福井地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号
愛知県豊田市若林東町沖田88番地　富士マンションB―510号
再生債務者　鈴木　国男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月20日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再ロ）第１０号
札幌市北区新琴似１条９丁目２番11号　コルメコティア１号
再生債務者　武内　歩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月20日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号
富山市東老田1233番地２
再生債務者　平野智津子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月20日　富山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２４年（再ロ）第１号
青森市浪館前田３丁目22番25号
再生債務者　松浦　信子
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成24年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項４号に定める事由がある。
平成24年８月20日
青森地方裁判所民事部再生係

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は、平成二十四年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年八月二十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年八月二十九日
山形県米沢市駅前三丁目五番二五号
（甲）かなつ屋株式会社
代表取締役　遠藤　隆
山形県米沢市駅前三丁目五番二五号
（乙）有限会社米沢楽器店
代表取締役　遠藤　隆